

## 第10 今後の課題

民事司法制度改革に関する府省庁連絡会議はヒヤリングを終えたとしており、2020（令和2）年3月を目途に報告書を取りまとめることになっている。これまでのヒヤリングは急速に進むデジタル化の象徴として裁判のIT化やグローバル化の中での国際競争力強化として知財司法改革、国際仲裁、外国人・難民など外国人への司法アクセスの拡充として法テラスの対応を検討していることは評価出来る。他方、グローバルに伴う国際司法人材の育成、国内民事司法の国際標準化として証拠法制の充実や損害賠償改革、総合法律支援としてのDV・ストーカー・児童虐待に対する代理援助や子ども手続代理人の国費化、更には急増する家庭裁判所の人的・物的基盤整備などの改革・改善も図る必要がある。また報告書が提出された後の制度改革と予算取りをどのような体制で実現してゆくのか。ポスト府省庁連絡会議の取組が重要となる。